

会 議 録

会 議 名	令和3年度嵐山町都市計画審議会					
開 催 日 時	令和3年11月10日(水)	開 会		午前10時00分		
		閉 会		午前11時10分		
開 催 場 所	嵐山町役場 町民ホール					
会 議 次 第	1. 開会 2. あいさつ 3. 新任の委員紹介 4. 会議録の署名人の指定 5. 諮問 6. 議事 (1) 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 第4条第4項に基づく区域変更について（諮問） (2) 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 第6条第5項に基づく区域変更について（報告） 7. その他 8. 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		2人	
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	深堀 清隆	出	副会長	本田 順一	欠
	委 員	権田 活一	出	委 員	小澤 秀	欠
	委 員	長島 登	出	委 員	高坂 英夫	出
	委 員	小林 一夫	出	委 員	小林 智	出
	委 員	狛守 勝義	出	委 員	長島 邦夫	出
	委 員	渋谷登美子	出	委 員	黒澤 史明	出
	委 員	多田 邦彦	出	委 員	齋藤 克也	欠

	委員	青木恵美子	出	委員	村田 薫	欠
町 長	佐久間 孝光					
事 務 局	技 監	福嶋 啓太	課 長 伊藤恵一郎			
	副課長	安在 知大	主 任 馬場 隆順			
	主 事	田島 一				
次 第	顛 末					
1. 開 会	事務局					
2. あいさつ	佐久間町長、深堀会長					
3. 新任の委員 紹介	事務局から新任委員の紹介					
4. 会議録の署 名人の指定	嵐山町審議会等の公開に関する要綱第9条に基づき、小林一夫委員及び長島邦夫委員を指名					
5. 諮 問	嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第4項に基づく区域変更について、佐久間町長から深堀会長に諮問					
6. 議 事	会 長	議事（1）嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第4項に基づく区域変更について、（2）嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第5項に基づく区域変更について、関係する内容であるので、一括で事務局に説明をお願いします。				
	事務局	・資料1及び資料2に基づき説明する。				
	会 長	意見・質問を確認する。				
	委 員	住民説明会の質疑について、鎌形の木曾園川は順次、管理者が砂防工事を実施しているとあるが、本当に順次行っているのか。				
	事務局	木曾園川については、東松山県土整備事務所が順次、砂防工事を実施していると把握しています。				
	委 員	地域の住民としては、工事が進んでいないように感じている。				
	事務局	東松山県土整備事務所と土地所有者が話をしていると聞いています。				
	会 長	砂防工事を実施については、検討も含めてということか。				

	事務局	整備について進めていると把握しています。
	会 長	住民説明会の質疑は、書面を出しているか。
	事務局	書面では出していません。
	会 長	「砂防工事を実施している」については、検討も含めてということなので、記録や公表においてはより正確に分かるように記載をした方が良い。
	事務局	そのようにさせていただきます。
	委 員	住民説明会の参加は7名であったが、十分と考えているか。
	事務局	6名は土地所有者、1名は区長です。 土砂災害警戒区域の指定の際に、説明会を実施しており、住んでいる方は危険性を把握していると考えています。また、警報が出た時に防災担当課が個別に対応しています。
	会 長	土地所有者に何らかの説明を行ったのか。
	事務局	住民説明会の開催通知に、法改正に伴う区域除外等の概要を含めて通知しています。
	委 員	住民説明会の質疑について、「ハード面での対策は考えていない」とあるが、家が建っているのあれば、対策が必要なのではないか。
	会 長	議事の趣旨ではない質問だが、大切な問題である。
	事務局	今回の議事については、都市計画法の改正に伴うものです。ソフト面の対策で、ハード面の対策は現在考えておりません。今回区域を除外する箇所以外にも、土砂災害警戒区域に家が建っています。法改正の趣旨として、市街化調整区域に誘導しないようにしています。
	委 員	資料1の12ページの4番目、5番目を説明してほしい。

	事務局	<p>(資料2 除外図 (抜粋)、現地写真を表示)</p> <p>土砂災害警戒区域が土地に少しだけかかっている場合があります。現地を確認し影響等を踏まえ、除外について判断させていただきました。そのように、現地により除外の内容を決めています。</p> <p>浸水エリアの場合、11区域等にかかっていますが、現地を確認すると水路がありました。浸水エリアはメッシュデータになっています。よって、水路により水深3.0m以上となっていると判断し、区域の除外はしていません。</p> <p>さらに、11号区域等を除外したことにより、区域が島状になる箇所があります。区域の土地が未接道となったりした場合は併せて除外させていただきました。</p>
	会長	他に意見・質問を確認する。
	委員	(挙手なし)
	会長	委員から住民説明会の意見が多く出ている。土地所有者に除外する主旨がしっかりと伝わっているのか。大切な話である。土地所有者への説明が必要と思うがいかがでしょうか。
	委員	(了解した)
	会長	<p>答申について確認する。工事等の対策については、議事の主旨とは異なる。</p> <p>区域除外図(案)で答申して良いか採決する。その後、付帯意見について採決する。</p> <p>嵐山町都市計画審議会条例第6条第3項の規定では出席委員の過半数をもって決することとなっている。</p> <p>まず、区域除外図(案)に賛成の委員は挙手をお願いします。事務局は報告をお願いします。</p>
	事務局	出席委員11名のうち、賛成11名です。
	会長	<p>賛成多数により、区域除外図(案)のとおり決定する。</p> <p>次に、付帯意見について採決する。付帯意見は、「土地所有者に主旨を丁寧に説明すること」で賛成の委員は挙手をお願いします。事務局は報告をお願いします。</p>
	事務局	出席委員11名のうち、賛成11名です。
	会長	賛成多数により、付帯意見について決定する。

	事務局	付帯意見の文言については、会長の一任でお願いします。
	委員	(了解した)
7. その他	今年度に予定している審議会はありません。本年度はありがとうございました。	
8. 閉会	事務局	
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p style="text-align: center;">令和3年12月1日 署名委員 <u>長島 邦夫</u></p> <p style="text-align: center;">令和3年12月2日 署名委員 <u>小林 一夫</u></p> <p style="text-align: center;">※ 原本については、署名をいただいております。</p>		